

令和4年11月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和4年11月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和4年11月10日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第31号 教育財産の取得の申出について
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第19号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について
 - 6 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第31号 教育財産の取得の申出について
議案第32号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 報告第19号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について
- 5 出席者

教育長	田中 庸恵
委員	平田 史郎
委員	島田 由紀子
委員	山元 幸恵
- 6 欠席者

委員	大高 究
委員	広瀬 由紀
- 7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉 貴志
生涯学習部長	永田 治
生涯学習部次長	吉田 一弘
学校教育部長	藤井 義康
学校教育部次長	奥田 淳
学校教育部学校建設担当参事	佐原 達雄

街づくり部長
街づくり部次長
教育総務課長
教育施設課長
就学支援課長
教育センター所長
開発指導課長

川島 俊介
鎌形 秀昭
町田 茂幸
小山松 健
秀谷 康久
大野 孝一
小宮 正裕

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
三河 崇邦
岩瀬 絢子
新田 伸子

○教育長

それでは、ただ今から、令和4年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、島田由紀子委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。はじめに、議案第31号「教育財産の取得の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育施設課長

教育施設課長です。議案の1ページをお願いいたします。議案第31号「教育財産の取得の申出について」ご説明いたします。恐れ入ります、5ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得の流れについて記載したものでございます。本件は、市川市立第三中学校の用地に隣接する土地所有者であります田中久雄氏外4名より、所有している土地を学校用地として寄附するとの申し出がございました。このことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に対して、教育財産の取得について申し出を行うものでございます。今後は、この法令等に基づき処理を進めてまいります。次に、恐れ入ります、2ページ、3ページをご覧ください。こちらは、教育財産の取得についての申し出の案でございます。土地は①から⑤までの5筆、面積の合計は、1334.41平方メートルでございます。恐れ入ります、4ページをご覧ください。このたび寄附の申し出がありました土地の位置図となっております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑等ございますでしょうか。はい、島田委員。

○島田由紀子委員

中学校の用地として所有した後、どのように活用していこうとお考えになっているのか、もし今の段階で計画があれば教えてください。

○教育施設課長

教育施設課長です。寄付いただく土地は、既存のグラウンドに対して、比較するとそれほど広くはございません。現在、学校教育部をとおしまして、第三中学校の校長先生や教頭先生、及び教員の皆様方に、こういった活用ができるかの検討を依頼しております。

○平田史郎委員

島田委員、よろしゅうございますか。

○島田由紀子委員

はい。ありがとうございます。

○平田史郎委員

ちなみに、こちらは高低差があるところでしたでしょうか。

○教育施設課長

おっしゃるとおり、図面で示してあります、色のついているところの①と⑤、こちらが斜面になっております。②、③、④が平場になっております。

○平田史郎委員

はい。かしこまりました。どのように活用したらよいか、なかなか難しい場所ですね。そのほか何か質問はございますか。よろしゅうございますか。補足があればお願いします。

○教育施設課長

教育施設課長です。急斜面となっておりますので、上の平場の部分を教育活動に活用する際には、斜面の部分を整備する必要がございます。従いまして、この斜面整備については、街づくり部と共同で計画的に整備したうえで、生徒たちが安全に使用できるような形にしていきたいと考えております。以上です。

○平田史郎委員

それでは、その他質疑等ございませんので、議案第31号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。議案第32号「市川市奨学生選考委員会委員の解職及び委嘱について」を説明させていただきます。議案の7ページをご覧ください。市川市奨学生選考委員会委員につきましても、市川市奨学資金条例第10条第1項により8名で構成されており、その任期は、第10条第2項で2年と定められております。民生委員児童委員協議会の関係者である委員1名につきまして、11月30日をもって民生委員児童委員を退任することに伴い、奨学生選考委員を辞任したいとの申し出があったことから、次期委員の委嘱につきまして、ご提案させていただくものになります。次期委員の候補者につきましても、8ページをお願いいたします。新任候補は、第5号民生委員児童委員協議会の関係者、市川市民生委員児童委員主任児童委員、岩永由美子氏となります。なお、任期は前任者の残任期間であります令和6年2月5日までとなっております。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑等はございます

でしょうか。よろしゅうございますね。特に質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

全員挙手であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして、「報告」に入ります。報告第19号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育センター所長

教育センター所長です。報告第19号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の9ページから10ページをご覧ください。教育支援委員会委員につきまして、辞任の申し出があった委員の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、11月10日に教育支援委員会を開催するため、それ以前に教育委員会の会議を開催する時間がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長の臨時代理とさせていただきます、ご報告するものでございます。報告の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。それでは、特にないようですので、報告第19号を終了いたします。それでは、本日予定しておりました議事はこれで終了いたします。教育長にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○教育長

承知いたしました。それでは、これをもちまして、令和4年11月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後3時10分閉会)